

認定こども園（1号認定）・新制度幼稚園利用保護者の皆さまへ

令和元年10月～ 幼児教育・保育無償化  
「子育てのための施設等利用給付」のお知らせ

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て世代の経済的負担の軽減を図る、幼児教育の無償化を実施します。

認定こども園（1号認定）・新制度幼稚園の子どもの保育料は10月から無償化となります。（手続き不要）

保育の利用が必要な世帯の子どもが預かり保育を利用する場合、預かり保育料も無償化（上限有）の対象となります。利用を希望する方は、施設等利用給付認定（第2号・第3号）を受ける必要がありますので、在籍する園を通じ、お手続きください。

区分	認定こども園1号 新制度幼稚園 保育料	預かり保育料
保育の利用を必要とする世帯 *1	<b>保育料無償</b> （手続き不要） ※通園費、教材費等 の実費は自己負担 です。	「子育てのための施設等利用給付」対象 預かり保育料の給付を受けるには <u>手続きが必要</u> です。
保育の利用を必要としない世帯		「子育てのための施設等利用給付」対象外 預かり保育を利用しても給付の対象にはなりません。手続きは不要です。

1 給付（預かり保育料無償化）を受けられる方

熊谷市に居住し、保育の利用を必要とする世帯で、3歳児から小学校就学前の子どもを認定こども園に通園させている保護者（市民税非課税世帯の場合は満3歳児も対象）

2 給付認定区分と給付上限額

下表の認定区分による認定を受けることで、預かり保育料が無償（但し、給付上限額内）となります。

「子育てのための施設等利用給付」 認定区分		給付上限額（園児1人あたり月額）
		預かり保育料
第2号認定	3歳児クラス（年少クラス）以上の子どもで、 <u>保育の必要性がある</u> 子ども	① 11,300円 *2 （日額450円）
第3号認定	3歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの子ども（満3歳児）で、 <u>保育の必要性があり、市民税非課税世帯の</u> 子ども	② 16,300円 *2 （日額450円）

\*1 保育の利用を必要とする要件は、以下のとおりです。

- ・就労（パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む。但し、月48時間以上の就労が必要）
- ・妊娠、出産（原則、出産予定日のある月とその前後2か月間に限る）
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・就職活動（起業準備を含む。保育を必要とする期間は、認定後およそ90日に限る）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれ
- ・その他市長が認める前各号に類する状態

\*2 預かり保育料の給付上限額については、『上記の表の①（又は②）の金額』と『日額450円×利用日数』のいずれか低い方の金額となります。

（裏面もご覧ください）

### 3 認定手続き

『4 提出書類』に記載する書類を、在籍する園に御提出ください。

なお、認定は熊谷市福祉部保育課が行い、後日、園を通じて各御家庭に通知します。

### 4 提出書類

① 申請書(子どものための教育・保育給付支給認定・変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書)

② 保育を必要とする理由ごとに定められる次の書類(父、母それぞれ1枚ずつ必要になります)

父母の状態	提出書類及び添付書類
就労	就労証明書
就職活動	就労確約書
妊娠、出産	①申立書+②母子健康手帳の写し(表紙)と分娩予定日がわかる書類の写し
疾病・障害	①申立書+②医師の診断書の原本又は各種手帳の写し
介護・看護	①申立書+②看護・介護が必要な方の医師の診断書の原本又は各種手帳の写し
就学	①申立書+②学生証と時間割の写し

### 5 問合せ先

熊谷市福祉部保育課(熊谷市役所4階)

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電話 048-524-1111(代表)

内線 431

